

令和元年度みよし市家庭的保育事業所等設置者募集要項（案）

1 趣旨

本市では、待機児童の解消を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、「みよし市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「みよし市小規模保育事業施設整備費補助金交付要綱」に規定する「小規模保育事業」の新規事業者を募集します。

2 募集内容

(1) 募集施設及び施設数

小規模保育事業所（A型）・1か所

(2) 業務内容

- ① 小規模保育事業所の設置、管理及び運営
- ② 保育従事者の配置及び育成（必要な研修を含む）
- ③ 利用料の徴収
- ④ 給食の提供
- ⑤ 運営に必要な経理・労務事務
- ⑥ その他

(3) 対象児童及び定員

- ① 対象児童：みよし市から保育の必要性の認定を受けた3歳未満児（生後8か月経過した翌月から3歳に達した日以降最初の3月31日まで）
- ② 定員：10～19人（ただし、市の利用調整によるため、入所定員数までの児童の利用を保証するものではない。）

(4) 開所時期

令和2年4月1日

(5) 実施場所

みよし市内

3 応募資格

(1) 事業者の要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ① 応募時点で、法人格を有していること。
- ② 応募時点で、愛知県・岐阜県・三重県内で認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・県に届け出ている認可外保育施設を1年以上適切に運営していること。

(2) 適正な運営

事業者が現に運営している保育施設等について、過去2年に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

(3) 経済的基礎

以下の要件を全て満たしていること。

- ① 自己資金として年間事業費6分の1以上の資金を普通預金・当座預金等により有していること。
- ② 直近の会計年度において、小規模保育事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- ③ 小規模保育事業を行う物件については、所有権を有していること又は賃借物件の場合においては賃借期間が10年以上又はそれと同等と認められること。

(4) 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① みよし市暴力団排除条例に規定する暴力団等と関係を有しているとき。
- ② 会社更生法による更生及び民事再生法による再生手続中であるとき。
- ③ 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当するとき。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しているとき。
(地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの)
- ⑤ 事業者及びその代表者が法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納しているとき。

4 応募条件

(1) 法令等の遵守

小規模保育事業の設置・運営にあたり、以下の法令及び条例、関係規程の基準を満たすこと。

- ① 児童福祉法及び関連法令
- ② 子ども・子育て支援法及び関連法令
- ③ 建築基準法及び関連法令
- ④ みよし市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

これ以外にも、事業の実施に必要な法令等を遵守すること。

(2) 実施場所

- ① 原則、保育室が1階に設置されていること。やむを得ず2階以上に設ける場合は、みよし市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条の規定を満たした建物であること。
- ② 事業者が所有する又は地域の水準に照らして適正な額以下で賃借する建物であること。
- ③ 検査済証の写しを提出できること。建物を改築・改修をしている場合は、改築・改修後の検査済証の写しを提出すること。検査済証を紛失している場合は、台帳記載事項証明書を提出すること。
- ④ 昭和56年新耐震基準に基づき設計された建物であるなど、応募時点で耐震に関して安全性が確認されていること。(昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類が必要)

(3) 保育設備の基準

以下の基準を満たしていること。

乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児1人あたり3.3㎡以上とすること。
保育室又は遊戯室	2歳児1人あたり1.98㎡とすること。
屋外遊戯室	2歳児1人につき3.3㎡以上とすること。(当該施設の付近にある公園、空き地、寺社境内等で代替可)
調理設備	保育室等と区画され、衛生的な調理設備を有すること。
便所、手洗い設備	保育室等及び調理設備と区画され、子どもが安全に使用できる便所を所有すること。保育室等には手洗い設備を設けること。

(4) 必要備品等

電話・ファックス、パソコン、プリンター、エアコン、棚、冷蔵庫、調理設備、AED、避難車、空気清浄機、保育事業を行う施設とわかる看板、近隣への騒音防止(二重サッシなど)等、保育に必要な備品及び用具を備えていること。

(5) 施設長

- ① 施設長が決定もしくは内定していること。
- ② 保育所等において2年以上勤務した経験を有する、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められること。

(6) 配慮事項

改修にあたっては、児童の安全確保、採光・衛生・換気、シックハウス、アスベストの使用状況、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮すること。

また、保護者の自動車による送迎を考慮すること。

5 運営

(1) 開所時間

原則として1時間以上（午前8時～午後7時を標準時間とする。）の開所とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定めること。

(2) 開所日

月曜日から土曜日（国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く）※日・祝日の開所を制限するものではありません。

(3) 年齢別定員

年齢別の定員を設けること。ただし、定員構成は、【0歳児≦1歳児≦2歳児】とすること。

(4) 職員配置等

- ① 保育従事職員は、0歳児3人に1人、1歳児6人に1人、2歳児6人に1人に、1人を加えた人数以上を配置すること。
- ② 原則として、常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）の保育士を半数以上配置すること。
- ③ 保育時間中は、必ず複数体制をとること。
- ④ 保育時間中は、全員必ず保育士資格を有する者を配置すること。
- ⑤ 常勤の保育士のうち1人を責任者として選任すること。
- ⑥ 嘱託医、調理員を配置すること。（嘱託医の設置は、みよし市と医師会及び歯科医師会との協議を経て決定し、年間委託料は認可保育園と同額となります。）

(5) 保育の実施

- ① 保育の実施にあたっては、保育所保育指針に準じ、保育の計画を立てて保育を行うこと。
- ② 利用乳幼児の健康・安全管理に細心の注意を払い、事故のない運営に留意すること。
- ③ 必要な医薬品、医療品を常備すること。
- ④ 利用乳幼児の保育に関し、関係機関の必要な助言、指導に従うこと。
- ⑤ 月1回以上利用乳幼児の身体測定を実施すること。
- ⑥ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練や避難訓練を月1回実施すること。

(6) 保育従事者

- ① 保育士等の資質向上に向けて、研修を積極的に実施すること。
- ② 雇用にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守すること。

(7) 給食の提供

- ① 利用する乳幼児に食事の提供を行うこと。
- ② 給食は自園調理を行うこと。ただし、自園調理が困難で条例の規定に合致する場合は、連携施設等から搬入することができる。
- ③ 食材の搬入・調理・保管等にあたっては、食中毒防止に十分配慮すること。

(8) 衛生管理及び健康管理

- ① 入所児童に対し、年2回以上の内科検診・歯科検診を行うこと。
- ② 保育従事者に対し、年1回健康診断を受けさせること。
- ③ 調理員及び食事の提供、配膳に携わる保育士は、月2回検便を実施すること。

(9) 災害安全対策

- ① 施設には消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害時の対応についての計画を定めること。
- ② 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上行うこと。
- ③ 保育中における利用乳幼児の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。

(10) 連携施設

事業実施までに、保育内容の支援及び3歳以降の受け入れを担う連携施設を確保すること。また、卒園後の受け入れなど公立保育園との連携を希望する場合は、子育て支援課と調整を行うこと。

連携施設の役割	具体的な内容
保育内容の支援	園庭解放、合同保育、代替保育、合同健康診断、給食の搬入など
卒業後の受け入れ	小規模保育施設卒業後の保育の継続を担う受け入れ施設 ※保護者が市立保育園に転園（入園）を希望する場合で、その園の年齢別定員に空きがある場合に限り配慮する。

(11) その他

- ① 収支の状況を明らかにする帳簿を整理し、適正な会計管理をすること。
- ② 業務上知り得た利用者等の個人情報等について業務以外に利用しないこと。
- ③ 周辺の住環境に配慮すること。
- ④ 保育料は、みよし市が定めた保育料を事業者で徴収し運営費に充てること。
- ⑤ 保育料の他に実費徴収を行う予定がある場合は、内容及び金額の

詳細を示すこと。

6 給付費及び補助金（予定）

（1）地域型保育給付

運営費については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業の公定価格に基づいた給付費が支給される。地域型保育給付費は、国が定める公定価格から、保護者から事業者が徴収するみよし市が定めた利用者負担額を控除した額を、事業者からの請求に基づきみよし市が毎月支払う。

※参考 内閣府ウェブサイト

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

（2）開設準備経費

開設準備費にかかる経費については、予算の範囲において、補助金を交付する。なお、開設準備費は、補助基準内において実績の4分の1は自己負担となる。補助対象外の経費や、補助対象項目のうち補助基準額以上のものについても、自己負担となる。

① 補助対象項目及び補助基準額、補助率

項目	内容	補助基準額・補助率
ア 改修費	保育室の安全対策等の改修費	補助基準額（上限） 32,000千円 補助率 3/4
イ 備品等購入費	エアコン・電話・ファックス等の備品や保育・事務に必要な消耗品の購入費用	
ウ 賃借料 (H31.7.1以降の新規契約に限る。)	準備期間における a 家賃と駐車場料金の合計 b 駐車場料金のみ	
エ 礼金	事業所の賃借における礼金 ※敷金、保証金は含まない。	

※ウ賃借料の a の補助を受ける事業者は、地域型保育給付において、賃借料加算の適用を受けることはできない。b の場合は、賃貸料加算を受けられる。

② 施設改修の留意点

ア みよし市又は愛知県入札参加資格者名簿（建設工事）に登録している事業者の中から入札で施行業者を選ぶこと。

イ 総事業費130万円を超える事業については、事業者による指名競争入札により施工業者を決定すること（改修費補助を受けない場合はこの限りでない）。なお、総事業費130万円以下の事業については施工業者3社以上の見積合せにより決定すること。

ウ 公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行うこと。

エ 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがある。

オ 施工業者との契約は、補助金の交付決定後に行うこと。

カ 小規模保育事業を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金を返還していただく場合がある。

③ 事業報告及び補助金の支払い

改修完了後、5日以内若しくは令和2年3月25日までのいずれか早い時期に、実績を報告すること。補助金は、実績報告に基づいて補助額を確定した後、請求後30日以内に支払う。

(3) 補助金の留意点

① 開設準備にかかる補助を受けた小規模保育事業を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還を求める場合がある。

② 国の補助制度の活用を前提としており、その状況によっては金額が変更となる場合があるため、この金額の補助金を確約するものではない。

③ 施工業者との契約は、補助金の交付決定後に行うこと。

④ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、速やかに市に報告するとともに、当該仕入控除額を市に返納しなければならない。

7 選定スケジュール（予定）

項目	時期
募集要項の公表 質問票の受付、参加表明書の受付開始	令和元年5月24日（金）
募集要項に関する質問票の受付期限	令和元年6月14日（金）
質問に対する回答期限	令和元年6月21日（金）
参加表明書の提出期限	令和元年6月21日（金）
応募申請書類の提出期限	令和元年6月28日（金）
一次審査結果通知	令和元年7月5日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和元年7月23日（火）
二次審査結果通知	令和元年7月31日（水）

8 質疑及び回答

(1) 質疑

質問がある場合は、質問票（様式1）に質問事項を記載の上、令和元年6月14日（金）までに、電子メール（子育て支援課メールアドレス kosodate@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、子育て支援課に提出してください。

なお、メールの件名は「みよし市家庭的保育保育事業質疑提出（社名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で子育て支援課（電話 0561-32-8034）に確認してください。

(2) 回答

質疑に対する回答については、令和元年6月21日（金）までに、参加表明書が提出された全員に対し回答します。

9 応募の方法

(1) 参加表明書の提出

応募参加予定者は、参加表明書（様式2）を令和元年6月21日（金）午後5時までに提出してください。

(2) 応募書類の提出

本要項に基づき、みよし市家庭的保育事業所等設置者に応募する場合は、下記の書類を提出してください。

- ① みよし市家庭的保育事業所設置者応募申請書（様式3）
- ② 誓約書（様式4）
- ③ 事業者の概要書（様式5）
- ④ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3か月以内のもの）
- ⑤ 法人の沿革、概要が分かる資料
- ⑥ 法人代表者の履歴書
- ⑦ 直近2年分の既存施設の所管官庁監査結果の写し
- ⑧ 直近3年分の法人の決算書類（年度ごと、会計区分ごと）
- ⑨ 家庭的保育事業計画概要書（様式6）
- ⑩ 周辺案内図（主要建物や最寄駅からの位置がわかるもの）
- ⑪ 配置図（駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペース、園庭、プールなどの位置を示すもの）
- ⑫ 平面図（保育室など各部屋の位置、面積を明示すること）
- ⑬ 現況写真（外観、周辺、内部の状況がわかるもの）
- ⑭ 建物の建築確認済証及び検査済証の写し又は確認台帳記載事項証明書（昭和56年5月31日以前に完成した建物の場合、新耐震基準に適合していることが確認できる書類）
- ⑮ 開園後の資金収支予算書（3か年）（様式7）
- ⑯ 資金計画書（様式8）
- ⑰ 自己資金内訳書（様式9）
- ⑱ 小規模保育事業運営に関する提案（様式10）
- ⑲ 小規模保育事業管理者及び職員配置調書（様式11）
- ⑳ シフト想定表（様式11別紙）
- ㉑ 施設長（内定者）の履歴書、資格証明書の写し

※④⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑲の様式は任意とする。

(3) 応募書類の提出部数

正本1部、副本8部

(4) 応募書類の提出方法

みよし市役所子育て健康部子育て支援課（みよし市役所庁舎2階）窓口にて直接提出してください。

(5) 応募書類の提出期限

令和元年6月28日（金）午後5時

(6) 書類作成時の注意

書類は、日本工業規格によるA4判で作成してください。用紙の向きは縦・横どちらでも構いません。ただし、図面等はA3判で作成する場合は、横向きで作成したものを折り込んでA4縦サイズとしてください。

言語は日本語、通貨は日本円とし、文書は横書きで11ポイント以上の文字サイズとしてください。

専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。

1事業者につき1提案とします。

提出書類は、①～④の順に並べ、A4長辺2穴綴じで提出してください。

提出期限後の書類の差し替え、追加は認めません。また、提出された書類は返却しません。

なお、提出された書類は、みよし市情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。

10 審査の手続

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された応募書類に基づき、応募資格、応募条件に関する審査を行います。

審査結果は、令和元年7月5日（金）までに連絡先の担当者メールアドレスに通知します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

① 開催日時

令和元年7月23日（火）

時間は第1次審査結果と一緒に通知します。

② 開催場所

みよし市役所

③ 審査の方法

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を設けます。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用は可としますが、使用する機器については参加者が用意してください。

④ 説明者

プレゼンテーションの参加については、1事業者につき5名までとします。なお、当日受付にて参加する方全員の身分確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

⑤ 評価基準

評価基準については、次のとおりです。

項目	事項	評価割合
事業の遂行能力	ア 事業者の状況 イ 施設長の知識・経験・能力 ウ 本市又は他市における保育所等の運営実績 エ 児童福祉事業への熱意	20%
経営の安定性	ア 事業者の現在における経営状態 イ 小規模保育事業年間収支計算書の妥当性 ウ 事業の継続性	15%
計画の妥当性	ア 職員の人材確保のための方策 イ 事業開始までのスケジュールの妥当性	10%
事業の運営方針	ア 保育の基本理念について イ 保育内容について ウ 給食の提供・衛生管理について エ 職員に対する研修及び人材育成に対する考え方 オ 非常災害時の対応及び事故防止等の安全対策 カ 意見・要望等の解決の仕組みの提案 キ 地域住民との良好な関係を構築するための考え方	35%
施設	ア 保育等の施設 イ 事業実施地域の選定 ウ 周辺環境・交通 エ 施設の特徴	20%
合計		100%

11 設置者（候補者）の選定

2次審査の結果、最もすぐれている事業者を設置者（候補者）として選定します。

ただし、審査の結果、最低基準に満たない事業者は設置者（候補者）として選定しません。

12 審査結果の通知

審査結果は、第2次審査に参加したすべての応募者に対して、応募申請書の担当者メールアドレス宛に電子メールで、令和元年7月31日（水）までに通知します。

また、審査結果は、みよし市ホームページに掲載し公表します。

13 その他注意点

- ① 本募集による設置運営事業者の決定が、小規模保育事業の認可を確約するものではありません。別途、小規模保育事業の認可・確認手続が必要になります。
- ② 本募集に関し、必要となる費用は申請者の負担とします。選定の結果、事業を実施できない場合においても、すでに発生した費用について、市は一切責任を負いません。
- ③ 書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）により申し出ること。
- ④ 応募が1事業者のみで、その評価が市の基準に達しない場合には、選定事業者は「該当なし」となります。